

# リサイクル関連補助事業について

- 環境調和型産業集積支援事業補助金
- あきた企業立地促進助成事業補助金  
(環境・エネルギー型企業、資源素材型企業)
- はばたく中小企業投資促進事業補助金  
(環境・エネルギー型企業、資源素材型企業)

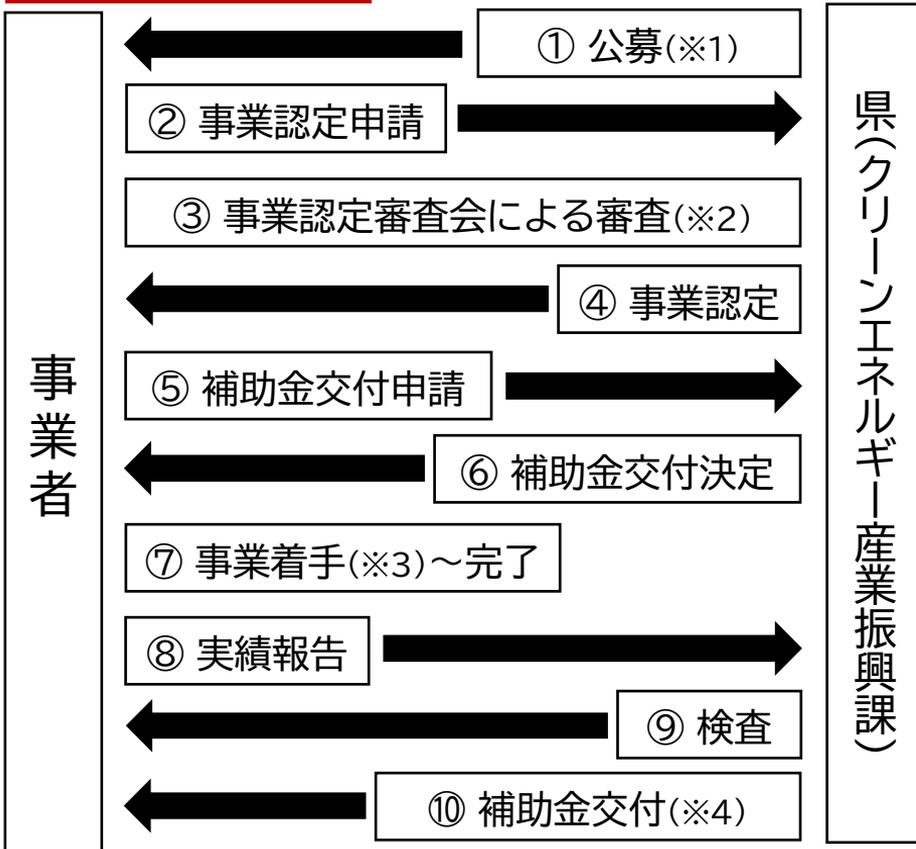
# 環境調和型産業集積支援事業補助金

産業廃棄物を原料としたリサイクル事業について支援します。

補助金名	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額 (下限額)
環境産業施設整備費補助金	産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する設備を県内に整備する県内事業者及び県内へ進出する事業者	事業に係る投下固定資産を取得するための経費	1/3	1,500万円 (75万円)
環境産業研究開発費補助金	産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する事業に関する試験研究を行う県内事業者	研究者の人件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費(人件費は補助対象経費全体の1/2以内、機械装置費は1/4以内)	1/2	700万円 (35万円)
環境イベント参加費補助金	環境展や見本市等の循環型社会形成を目的としたイベントに、自ら製造したリサイクル品を営業目的で出展する県内事業者	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費	1/2	100万円 (10万円)
リサイクル製品販促調査費等補助金	現在製造している、もしくは製造予定のリサイクル品の販促調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行う県内事業者	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費	1/2	500万円 (25万円)
環境産業普及啓発費補助金	産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収を行っている施設等を活用し、環境産業に関する普及啓発を行う県内事業者	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に要する経費。見学者への説明を目的としたパネル作成費、パンフレット作成費、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2	200万円 (10万円)

# 環境調和型産業集積支援事業補助金

## 申請手続きの流れ



※1  
令和7年度の第1回公募期間は  
**令和7年4月1日(火)から5月30日(金)まで**です。

※2  
事業認定申請書による書類審査及び  
プレゼンテーション審査を実施します。

※3  
申請時に「事前着手届出書」を提出した場合は、補助金  
交付決定前に事業着手することが可能です。ただし、  
審査会で不採択となった場合、補助金の交付を受ける  
ことができません。また、審査結果によっては、  
交付決定額が申請額を下回る可能性があります。

※4  
年度内に事業(事業費の支払いを含む)が完了できないと、  
補助金の交付ができなくなるので注意してください。

# あきた企業立地促進助成事業補助金

製造業のうち、環境・エネルギー型企業、資源素材型企業で、工場等を新增設する事業を支援します。

補助要件	(1) 工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き <u>3億円以上</u> (2) <u>10人以上</u> の新規常用雇用 ただし、本社機能移転の場合、 <u>5人以上</u> の新規常用雇用で補助要件を満たす。
補助金額	補助率：100億円まで15%(加算要件あり)、100億円を超えた場合、超えた額は10% 限度額：5億円(既存立地企業の場合3億円)

## 補助対象業種

環境・エネルギー型企業	(1) 使用済物品等及び副産物のうち有用なものの全部又は一部を原材料として製品を製造する企業 (2) 電気業(複数企業が共同で行う場合に限り、FIT制度に係るものを除く)、ガス業(LNGに限る)、熱供給業等を行う企業 (3) 新エネルギー関連機器・部品等の製造を行う企業
資源素材型企業	鉄鋼業、非鉄金属製造業等を行う企業

## 加算要件例

要件	加算率
新規常用雇用者が50人以上	+5%
新規常用雇用者のうち、35歳未満の女性が50%以上	+5%

# はばたく中小企業投資促進事業補助金

製造業のうち、環境・エネルギー型企業、資源素材型企業の中小企業(みなし大企業含む)で工場等を新增設する事業を支援します。

## 補助要件

- (1) 工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き**1億円以上3億円未満**  
ただし、環境・エネルギー型(電気業等を除く)企業の場合、**3,000万円以上**で補助要件を満たす。  
(2) **5人以上**の新規常用雇用  
ただし、環境・エネルギー型企業で、総従業員数100人以下または本社機能移転の場合、**2人以上**の新規常用雇用で補助要件を満たす。

## 補助金額

補助率: 15%(加算要件あり)  
ただし、新規常用雇用者が4人以下の場合、補助率を10%(加算要件あり)とする。  
限度額: 3,000万円(特別に認めた場合はこの限りでない)

## 補助対象業種

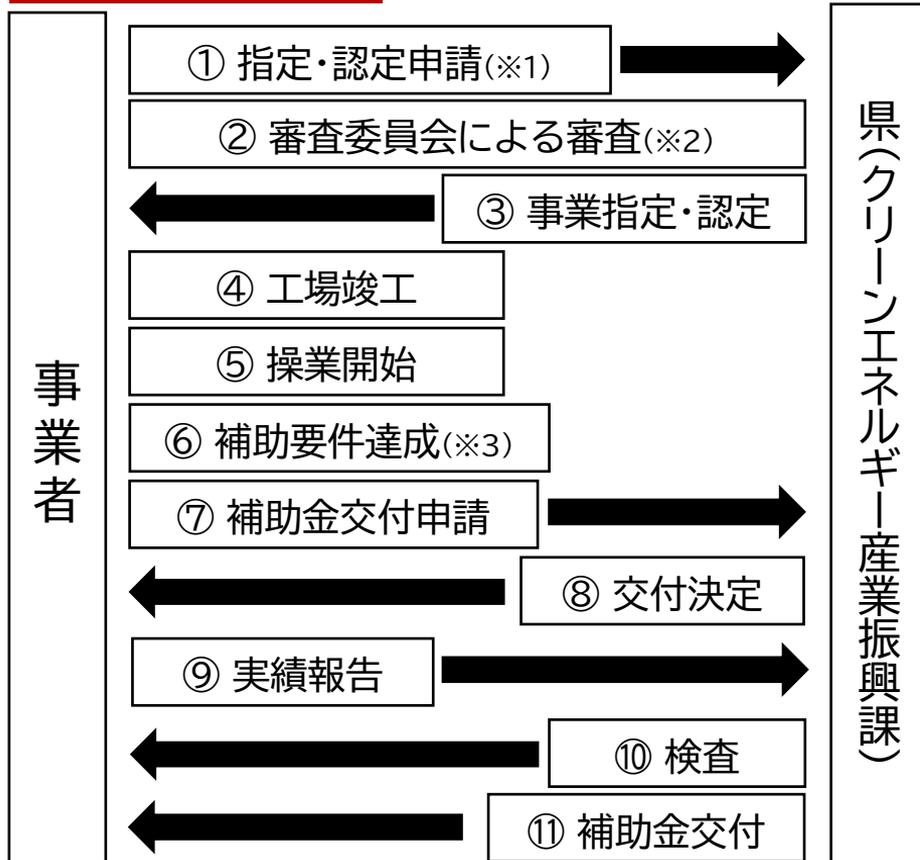
「あきた企業立地促進助成事業補助金」と同じ

## 加算要件例

要件	加算率
生産工程において第4次産業革命分野(IoT, AI, ロボット等)を活用、または新規常用雇用者30人以上	+5%
新規常用雇用者のうち、35歳未満の女性が50%以上	+5%

# あきた企業立地促進助成事業補助金・はばたく中小企業投資促進事業補助金

## 申請手続きの流れ



※1  
申請は随時受け付けており、申請後から事業着手が可能です。  
補助率の加算を受けようとする場合は、申請時に申告が必要です。

※2  
指定・認定認定申請書による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

※3  
操業開始日から1年以内に、投下固定資産の支払を完了するとともに、雇用要件を達成する必要があります。(指定・認定申請時点と比較して〇人増加)

# 補助事業で産業廃棄物を取り扱う際の注意点

## (1) 廃棄物処理法等の許可について

廃棄物処理施設の建設工事、設備設置に着手するためには、「事前協議」や「産業廃棄物処理施設設置許可」が必要な場合があります。これらの手続きには時間を要しますので、施設整備を伴う事業を計画される際は、あらかじめ所管の保健所(秋田市にあっては廃棄物対策課)へご相談ください。

その他、都市計画法、建築基準法などの各種法令において許認可等が必要な場合があります。

## (2) 産業廃棄物を使用する試験研究について

産業廃棄物を使用した試験研究を行うためには、「試験研究計画書」の事前提出等の手続が必要となりますので、あらかじめ所管の保健所(秋田市にあっては廃棄物対策課)へご相談ください。

# お問い合わせ先

秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課  
エコタウンチーム

TEL: 018-860-2283

FAX: 018-860-3869

E-Mail: shigen-ene@pref.akita.lg.jp

**令和6年度  
環境調和型社会に向けた  
産業の集積支援事業**

補助金募集のご案内

リサイクル施設の整備や研究開発、販売促進など  
さまざまな環境・リサイクルビジネスにご活用ください。

**環境調和型社会に向けた産業の集積に  
関する事業にかかる  
次の費用の一部を補助します!**

- 環境産業施設整備費
- 環境産業研究開発費
- 環境イベント参加費
- リサイクル製品販促調査費等
- 環境産業普及啓発費

秋田県